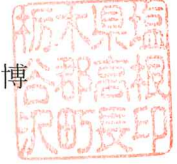


高庁第 19 号
令和 5 (2023) 年 9 月 19 日

高根沢町新庁舎整備に係る
町民広場内公共施設のあり方検討委員会
委員長 様

高根沢町長 加藤 公博



諮問書

高根沢町新庁舎整備に係る町民広場内公共施設のあり方検討委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

- (1) 新庁舎整備に関連した町民広場内の公共施設の今後のあり方に関すること。
- (2) 新庁舎整備に関連し、町民広場内の公共施設を新設又は改修するとした場合の基本計画の策定に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

2 諮問理由

町民広場は昭和 55 年から複数の公共施設を同一敷地内に整備して以降、施設の多くが大規模改修の目安としている築 30 年を経過していますが、昨今の厳しい財政状況から改修を後年に積み残しており、躯体の老朽化に加えて整備当初から使用している設備等も数多くあることから、修繕・更新の費用は今後さらに増加していくことが予測されます。

さらに、町では建築から 60 年以上が経過しており、老朽化が著しい役場庁舎の建て替えに係る検討を進める中で、「高根沢町新庁舎整備検討委員会」、「高根沢町議会新庁舎整備検討特別委員会」から、新庁舎の整備に併せて公共施設の再編・集約化を検討する旨の提言等もされており、施設のあり方について検討を進め、今後の方針を決定することは町にとって喫緊の課題となっております。

つきましては、新庁舎整備に関連して町民広場内公共施設の今後のあり方及び付随して検討に必要な事項について、貴委員会のご提言をいただきたく諮問を行うものであります。

3 その他

- (1) 諮問事項 (1) 及び (2) についてはそれぞれに答申すること。
- (2) 諮問事項 (3) については必要に応じて随時答申すること。